

確定申告が始まります

所得税・消費税等の確定申告

「確定申告書」は、ご自分で作成し、名寄税務署窓口へ持参するか、郵送でお早めに提出願います。
また、便利な e Tax をご利用ください。

確定申告指導・申告書の受付期間

【所得税】

2月16日月～3月16日月

【贈与税】

2月2日月～3月16日月

【消費税等】

2月16日月～3月31日(火)

申告会場・時間

・名寄税務署2階会議室

・9時～12時、13時～16時

土・日曜、祝日を除く

01654 2157

「所得税・消費税の確定申告書」は、国税庁ホームページ[http://www.nta.go.jp]の「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができます。また、インターネットを利用した「e Tax」では確定申告のほか、各種申請や届出などを自宅から提出することができます。(3月16日までは24時間利用可能)e Taxホームページアドレス[http://www.e-tax.nta.go.jp]

問い合わせ 市役所名寄庁舎2階
01654 2111
・税務課市民税係(内線3201)3203
・高齢福祉課介護保険係(内線3235)

住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催いたします。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内しますので、「案内ハガキ」と関係書類をご持参ください。「案内ハガキ」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合はご来庁ください。

申告受付料など都合により、住所が名寄市風連町の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いいたします。(申告の受け付けは、土日を除きます)

申告受付期間・場所

【名寄庁舎】

・2月16日月～3月16日月

・2階税務課市民税係

【風連庁舎】

・2月19日木～3月4日水

・1階税務担当

申告に必要なもの

案内ハガキ、印鑑

給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払

調書

営業所得等がある場合は収支

計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書

生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の払込証明書

医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等

国民年金保険料等の控除証明書

身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書(1)、療育手帳または精神保健福祉手帳等

所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

今回の申告により平成21年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月11日頃、それ以外の方(住民税を納付書もしくは口座振替、年金天引き等で支払う方)は6月15日頃になります。

なお、申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした税額から変更する場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ 税務課市民税係



1 障害者控除対象者認定書

次の事項に該当する方に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

65歳以上の方で要介護認定を受けている方

65歳以上の方で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

おむつ使用確認書

問い合わせ：高齢福祉課介護保険係

要介護認定を受けていて、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に対して、「おむつ使用確認書」を発行します。

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方

主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」及び「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

申請の際には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認される書類の写しが必要になります。

以上の事由について、対象者あるいはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、認定書または確認書をお持ちのうえ申告してください。

問い合わせ：税務課市民税係

住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

平成11年から平成18年までに入居した方で、税源移譲により所得税額が少なくなり、住宅ローン控除が所得税から引ききれなくなった方について、引ききれない分を翌年度の住民税から控除する経過措置があります。

対象となる方は、平成21年1月1日現在でお住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

申告書は名寄庁舎・風連庁舎にて配布しています。また、名寄市ホームページでも様式をダウンロードできます。

・提出期限 3月16日(月)

・問い合わせ 税務課市民税係